

【事案Ⅱ－6】火災共済金請求

・ 平成 24 年 7 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

再取得価額まで加入していないと十分な保障が受けられない旨の説明がなく、不実の説明によって加入したため、損害の額どおり支払われないことを不服として申立てがあったが、あったもの。

<申立人の主張>

被申立人は、火災共済（住宅、家財）の共済金および掛金との差額 1,855,696 円（1,903,226 円－47,530 円）を申立人に支払え、との判断を求める。

- (1) 平成 21 年 10 月、火災共済契約に加入したが、共済団体には説明義務があるにも拘らず、契約加入に際し、満額の再取得価額で加入していなければ、損害全部の補償が得られないとの説明を受けていなかった。
- (2) 加入に当っては、共済金額を住宅について 800 万円から 700 万円に減額したのであるが、減額しても一部の被害なら同じ金額が支払われるとの間違った説明があったため、共済金額を共済の目的である住宅につき 700 万円、家財家具につき 300 万円にて加入してしまった。
- (3) そのため、当然に損害認定額全部の支払がなされず、1,855,696 円の損害を被ったので、同額の損害賠償金の支払を求めるものである。

<共済団体の主張>

本件申し立てを棄却する、との判断を求める。

- (1) 平成 21 年 10 月の受付の対応については、説明職員の職場経験や職員教育から、申立人は共済金額 800 万円に加入していたが 700 万円に減額しても一部の被害ならば同じ金額が払われるとの間違った回答をすることはない。
- (2) 本件火災共済は継続契約であるから、最初の契約時の応答が問題となろうが、最初の契約である平成 18 年 11 月の契約時には、比例填補を含めて一連の説明（再取得価額で加入していなければ、満額の損害が補償はされないとの説明を含む。）をしている。
- (3) また、申立人は、この火災共済加入以前の契約である K 火災海上保険株式会社の火災保険に加入していたが、その加入時にも比例填補の説明を受けたと思われる。よって、満額の再取得価額に加入していなければ満額の補償が得られないことは理解していた筈である。
- (4) 従って、被申立人は説明義務を尽くしており、申立人が再取得価額の

加入でなければ満額の損害額が補償されないとの説明がなかったとの点は否認する。

<裁定の概要>

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、下記理由により、申立人の請求は認められないとの裁定をし、裁定手続きを終了した。

(1) 再取得価額、時価額、現実に支払った保険料ないし共済掛金、加入した保険金額ないし共済金額などの額および必要担保額などを総合して判断すると、申立人には満額の再取得価額〔再取得価額は、住宅につき1,390万円(甲第2号証)、現在は住宅1,200万円(乙第4、5号証)〕、少なくとも再取得価額の80%以上の金額を共済金額とする意思はなかったものという他はない。

よって、申立人には、満額の再取得価額、少なくとも再取得価額の80%以上の金額で火災共済に加入する意思はなかった、従って、満額の再取得価額、少なくとも再取得価額の80%以上の金額で火災共済契約を締結しなかったものと言わざるを得ない。

(2) 申立人には、その余の争点について判断するまでもなく、その主張の損害が発生する余地がないのであるから、申立人の主張は採用できない。